日から手続き完了までに、

1カ月程度かか

じて均等割額が軽減されます

※所得の低い人は、世帯の所得水準に応 する「所得割額」の合計額になります。 等割額」と被保険者の所得に応じて負担

る場合があります

ある「市税等口座振替依頼書」を金融機関

手続きは、市指定金融機関などに備えて

へお届けください。なお、金融機関の受付

振替をご利用ください。

◆□座振替をご利用ください

納付書で納付している人は、

便利な口座

条例」で定められています。

◆保険料の決まり方について

保険料は、被保険者全員が負担する「均

医療広域連合後期高齢者医療に関する 均一になっており、「岡山県後期高齢者

瑞宝中綬章 功績をたたえます

三村 晃功 さん (方・成羽町下原出身)



年にわたって学長として女子教育 部長などを務め、平成15年から4 平成2年から京都光華女子大文学 教壇に立ち、花園大教授を経て、 の発展に貢献しました。 また、中世和歌の領域で、武士

史を書き改めました。 和歌全集より、題林愚抄の方が古 が和歌を詠む際の類題集を研究 い完成であることを発見し、文学 し、代表的な手引書とされた明題 三村さんは、「功労が認められ

喜してくれたことも忘れ得ない」 喜ばしい。また、郷里の人々が歓

ホ

ムページ…http://www.2kyufu.jp/

臨時福祉給付金(高齢者向け 早めの申請をお願いします

ので、 います。 は、早めの申請をお願いします。 ある人へ申請書を送付しています 申請を、5月2日から受け付けて 臨時福祉給付金(高齢者向け)の まだ申請をしていない人 支給対象となる可能性の

受給者は対象外です。 者に扶養されている人、生活保護 税されていない人。ただし、課税 人で、平成27年度分の市民税が課 ※基準日(平成27年1月1日)に市 成28年度中に65歳以上になる人 祉給付金の支給対象者のうち、平 の住民基本台帳に登録されている ◆支給対象者…平成27年度臨時福

> してください。郵送の場合は、専 ◆申請方法…郵送か、窓口で申請 ◆支給額…対象者1人につき3万円

◆申請書受付窓□…臨時福祉給付 ※郵送の場合は8月2日消印有効

用の返信用封筒を使用してくださ

ホール)、各地域局、各地域市民金専用受付窓口(市役所1階市民 センター

◆受付時間…午前8時30分~午後

カクニンジャ

◆申請期間…8月2日火まで

経験者と水道使用者から選ばれた 審議する水道経営審議会は、学識 水道経営審議会

水道事業の運営について調査

合と独立採算による健全経営が、 道があり、これらの水道事業の統 域にある上水道と、その他の地域 れました。 の経営について、市長から諮問さ のあり方を含めた今後の水道事業 営について」と題して、 議会では、「水道事業の健全な運 15人の委員で構成されています 大きな課題となっています。 に点在する簡易水道の2種類の水 水道経営審議会では、これら諮 市には、市街地を中心とした地 5月2日に開催された第9回審 水道料金

閲覧できます。 の議事録は、 問事項について審議し、答申を行 また、これまでの審議会 市のホームページで

上下水道課☎(21)0242

◆保険料の決まり方

1人あたりの 年間保険料額 (限度額57万円)

均等割額 (4万9200円)

所得割額 × 所得割率 (9.87%)

率は、2年ごとに見直しが行われ、

県内

の保険料率が変更になりました。保険料

平成28年度から後期高齢者医療制度

納付書や口座振替(普通徴収)による納付

や、年度の途中で後期高齢者医療制度へ加

ただし、特別徴収の事由に該当しない人

特別徴収)になります。

変更されていることがあります。

◆保険料率の変更について

す。新しい被保険者証では、負担割合が 所得等により、毎年見直しを行っていま ます。この一部負担金の割合は、前年の 割または3割の自己負担をお願いしてい

保険料の納付方法は、年金からの天引き

▼保険料の納付方法

人した人、他の市町村から転入した人は、

(所得-33万円)

※1人当たりの保険料は、100円未満を切り捨てます。

◆変更の内容

▼ X X • 7 1 1 □					
	平成 26・27 年度	平成 28・29 年度			
均等割額	4万6300円	4万9200円			
所得割率	9.15%	9.87%			
保険料の限度額	57 万円	57 万円			

平成28年度保険料決定通知・納入通知書

8月1日から有効となる被保険者証と

めている人には、納付書も併せて郵送しま

を7月中旬に郵送します。また、現金で納

を窓口に提示してください。

医療機関を受診したとき、窓口で1

どで受診するときは、新しい被保険者証 届けしますので、8月以降に医療機関な 保険料・被保険者証について

後期高齢者医療制度

す。7月中旬に、

新しい被保険者証をお

険者証の有効期限は、7月31日日までで

現在、お持ちの後期高齢者医療被保

◆被保険者証の更新について

◆一部負担金の割合 医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。				
所得区分	判 定 基 準	一部負担金割合		
現役並み 所得者	住民税の課税所得額(各種控除後)が 145 万円以上ある人 や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者	3割		
— 般	現役並み所得者、低所得者 I 、低所得者 I のいずれにも該当しない人			
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)	1割		
低所得者I	世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・ 控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し 引いたときに0円となる人および老齢福祉年金受給者	. 33		

広報 たかはし H28 (2016) 6月

水道事業の現状と今後について

6